

Client Alert

15 September 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



太田 秀夫
シニア・カウンセラー
+81 3 6271 9735
hideo.ohta@bakermckenzie.com



洲崎 みさ
アソシエイト
+81 3 6271 9473
misa.suzaki@bakermckenzie.com

ISSB の新たなアジェンダ候補ー生物多様性等の 情報開示

1. はじめに

国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）は、2023年6月26日、基準書 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」¹及び IFRS S2号「気候関連開示」²を公表した。また、2023年5月4日には、2024年に開始する2年間にISSBが新しく取り組むアジェンダ（本稿では、このISSBが新しく取り組むアジェンダを「新たなプロジェクト」と呼ぶ）につき「アジェンダの優先度に関する協議」としてコメントを募集する情報要請（「Request for Information（情報要請）」）を開始した³（なお、情報要請に対するコメントの期間は、2023年9月1日に終了した⁴）。情報要請においてISSBの作業計画（Work Plan）の候補とされた優先度の高い新しいプロジェクトには、4つのトピック⁵があるが、本稿は、そのうちの「生物多様性、生態系及び生態系サービス」⁶（「生物多様性等」）に関する情報開示の基準設定にかかるプロジェクトについて概説し、仮にISSBが生物多様性等を新たな開示基準として選択する場合の日本企業において必要となる今後の対応について検討する。

2. 情報要請の背景と目的

2024年から行われる2年間の作業計画は、投資者に焦点を当てたサステナビリティ開示のグローバルベースラインを強化し、企業と投資者とのコミュニケーションを可能にする高品質な情報を提供することを目的に行われるが、今回の情報要請は、この2年間の作業計画の優先度について関係者からのコメントを求めることにある。ISSBは、情報要請において、新たなプロジェクトの作業計画について、以下の個別の質問を挙げて関係者からのコメントを求めた。

- ① ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス
- ② ISSBの作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ報告事項の評価基準

¹ <https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s1-general-requirements/>


² <https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2-climate-related-disclosures/>

³ <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/issb-consultation-on-agenda-priorities/rfi-cls-agenda-priorities/#consultation>

⁴ 公開されたコメントレターは、2023年9月1日において、433通であった。
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/issb-consultation-on-agenda-priorities/rfi-cls-agenda-priorities/#view-the-comment-letters>

⁵ 優先度の高い新たなプロジェクト候補として、a 生物多様性等、b 人的資本、c 人権そして d 報告における統合プロジェクトの全部で4つの案が提示された。

⁶ 英語で Biodiversity, ecosystem and ecosystems service と表現され、略して BEES という。

- 
- ③ ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト⁷

3. 新たなプロジェクトの中で優先度が高い候補とされる生物多様性等（「当該プロジェクト」）

ISSB は、情報要請をするあたり関係者からのコメントの参考とするために、①新たなプロジェクトに含まれるトピックの内容、②それらのトピックを優先事項とした理由、③新たなプロジェクトの内容及び規模についての追加的情報を提供しており、当該プロジェクトについては次の通り説明している。

- ① 当該プロジェクトのトピックである生物多様性、生態系及び生態系サービスは、気候変動などの他の環境トピックや社会経済的トピックとつながりがある。すなわち、その生物種又は天然資源が減少又は喪失すると生態系の機能が低下し、企業に影響を与えるリスク（物理的・移行リスクなど）が生じる場合がある。経済活動を含む人間活動は、生物多様性等に依存している。
- ② 当該プロジェクトの優先度が高いとする理由は、ISSB によるリサーチにより、投資家から生物多様性等につき多くの関心を寄せられていることが確認されたこと、生物多様性等はビジネスを含むすべての人間の活動の基礎となっていること、生物多様性等の喪失は財務的な安定性に脅威となること、生物多様性等及び投資者に関連するリスク及び機会についてのリサーチが著しいペースで進展していることなどが挙げられている。
- ③ 当該プロジェクトに含まれる可能性があるサブトピックとして、水、土地利用並びに土地利用の変化、汚染、資源利用、及び侵略的な外来種があるが、これらのサブトピックと IFRS S2（気候関連開示）に関するリサーチとの間には相乗効果の可能性があるとされる。すなわち、ISSB は、当該プロジェクトを促進するため、CDSB フレームワーク、SASB スタンダード、GRI との基準書など、さらには生物多様性等及び自然関連の領域で作業を行っている第三者が公表したフレームワークやガイダンス（例として TNFD、EFRAG、EU あるいは EU 委員会によるプロジェクトやプラットフォームなど）を情報源として活用している。

4. 生物多様性等の情報開示の最近の動向

ISSB は、新たなプロジェクトの候補を選別するため様々な情報源をレビューしている。生物多様性等に関する情報開示につき参照したとされる情報源及び最近の動向は下記の通りである。

(1) 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

- ① 2023 年 7 月 31 日、欧州委員会（EU）は、欧州サステナビリティ報告基準につき委任法⁸を採択した。これは、2023 年 1 月に発効した企

⁷ 前掲注 5 参照。優先すべきプロジェクトは、ISSB の提案する 4 つのプロジェクトのうち単一でも複数でもよいとし、またその 4 つ以外でもよいとする。なお、ISSB のキャパシティーは限定的であり、2 年間のリサーチ及び作業が前提となる。

⁸ [csrd-delegated-act-2023-5303_en.pdf \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/5303/20230727/eng/pdf)



業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づくものである⁹。ISSBは、2023年7月、EU及び企業財務報告諮問グループ（EFRAG）¹⁰との間で、ESRSとISSB基準との間との連携及び相互運用について協議し、両者の気候関連情報開示の高度な連携を行うことを確認した。こうした状況から、ISSBは、新たなプロジェクト候補としての生物多様性等についてもESRSを参照している。

- ② ESRSは、サステナビリティ開示項目として、横断的な基準とされる全般的な要求及び開示事項¹¹、環境、社会、ガバナンスを対象として、それぞれについてさらに詳細な基準が設定されている。例えば、環境の項目には、気候変動、汚染、水と海洋資源、生物多様性と生態系、並びに資源の使用と循環型経済が対象として含まれている¹²。

(2) 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）¹³

- ① TNFDは、自然資本・生物多様性のリスクと機会について、企業体を含む組織が報告し行動するためのリスク管理と情報開示の枠組みを開発し提供する目的で、2021年6月に発足した。TCFD提言で示されたフレームワークを参考に¹⁴、ISSB、GRI、EFRAGなどの団体が設けた関連基準を反映し、2022年3月に最初のフレームワークベータ版（v0.1）を公表して以来、更新を重ね¹⁵、2023年3月に、フレームワークベータ版（v0.4）（当該ベータ版）を公表した。2023年9月に最終版（v1.0）が、公表される予定である。

ISSBは、新たなプロジェクト候補としての生物多様性等においてTNFDを参照している。

- ② 当該ベータ版における開示提言の構成は、まず一般的要求事項として、aマテリアリティへのアプローチ、b開示範囲、c自然関連課題の考察、d地域、e他のサステナビリティ課題との融合、fステークホルダーとのエンゲージメントの6つを挙げる。そしてさらに、開示提言として、aガバナンス（自然関連の依存度、影響、リスク、機会に関する組織のガバナンス）、b戦略（組織の事業、戦略、財務計画に関する重要なリスクと機会）、cリスクと影響の管理（自然関連の依存、影響、特定、評価その管理）、d指標と目標（自然関連依存、リスク、影響、リスクと機会の評価と管理に使用する指標と目標）¹⁶を挙げる。

⁹ https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20230417_ClientAlert_Environment_J.pdf

¹⁰ EFRAGは、ESRSの草案段階から深くかかわっている。

¹¹ [csrd-delegated-act-2023-5303-annex-1_en.pdf \(europa.eu\)](https://www.efrag.org/csrd-delegated-act-2023-5303-annex-1_en.pdf)

¹² 前掲注12

¹³ [TNFD – Taskforce on Nature-related Financial Disclosures](https://www.tnfd.org/)

¹⁴ TCFDの提言である4本柱及び推奨開示を参考としているが、対象が自然資本・生物多様性等であることから修正されている。例えば、ベータ版（v0.4）において、戦略の開示提言として企業が「直接操業、上流、下流、投融資先において優先地域における資産や活動がある場所」を開示するとされ、場所の要素が追加された。

¹⁵ オープンイノベーションアプローチとして、段階的にリリースされ市場関係者らのフィードバックを受けて検討されてきた。

¹⁶ 当該ベータ版において、開示指標が以下の通り示された。影響と依存に関するグローバル中核指標は、a気候変動、陸/淡水/海の利用変化、c汚染/汚染除去、d資源の利用・滋養からなる。また、リスクと機会に関するグローバル中核指標である。



(3) CDP¹⁷

2000年に創設され環境情報開示報告のグローバルデータシステムを運営するCDPは、既存の質問事項である気候変動、水セキュリティ、森林の分野に加えて、2022年から生物多様性を追加した。

CDPは、2022年11月、IFRS財団との間で合意し¹⁸、CDPのグローバル環境開示プラットフォームにISSBの気候関連開示S2の枠組みを反映することにした。ISSBにおいても、新たなプロジェクト候補の生物多様性等についてCDPのデータ等を参照していることが推測される。

(4) GRI¹⁹

GRIは、サステナビリティに関する国際開示基準と情報公開の枠組みを策定することを目的とした国際的な非営利団体であり、GRIスタンダードは世界中の多くの企業のサステナビリティ報告に利用されている。環境関連開示項目を挙げる項目別300シリーズにおいては、水と廃水、生物多様性、大気への排出、廃棄物、廃棄物等環境分野の項目²⁰があげられている。

GRIは、2021年に、EFRAGとの間でサステナビリティ報告についての相互協力を発表し、EFRAGはESRSの草案策定において、またGRIは生物多様性の報告基準改定において、相互に技術作業の協力をするとしている。ISSBは、新たなプロジェクト候補としての生物多様性等につきGRIスタンダードを参照している。

5. 日本における今後の対応

ISSBの新たなプロジェクトの候補として正式に生物多様性等が選択された場合に最終基準が発表されるまでのステップは、次の通りとされている²¹。すなわち、ISSBは、2023年度第4四半期から2024年第1四半期までに作業計画について審議し、作業計画についてのフィードバック・ステートメントの公表をした後、2年間に亘り新たなプロジェクトの作業計画を実行する。その後、最終的に生物多様性等の開示基準につき草案コメント等のプロセスを経た後に最終基準が公表される。ISSBのS1及びS2基準の場合と同様に、生物多様性等の開示基準の場合においても、SSBJがISSBの結果を検討し、日本版の基準を開発すること、また、金融庁において、SSBJの日本版基準に基づき、有価証券報告書開示事項に含めるか否か等を検討するといったプロセスが予想される。

6. おわりに

日本の企業にとって、生物多様性等に対する取り組みは、気候変動の問題と並ぶ重要なテーマである。すでに、CDPやGRIにおいても生物多様性等の情報開示項目が充実してきており、多くの上場企業はその対応に取り組んでいる。また最近ではTNFDに基づいたレポートを発行する日本企業もみられ

¹⁷ [Home - CDP](#)

¹⁸ [IFRS - ISSB at COP27: CDP to incorporate ISSB Climate-related Disclosures Standard into global environmental disclosure platform](#)

¹⁹ [GRI - Home \(globalreporting.org\)](#)

²⁰ [GRI - GRI Standards English Language \(globalreporting.org\)](#)

²¹ 前掲注3, 10頁



る。生物多様性等の保全や回復への取組は、いまや国際的な流れであり²²、日本企業は ISSB の新しいプロジェクトに生物多様性等が選択されるか否かにかかわらず、今後はより一層、生物多様性等を含む情報開示に取り組むべき必要があるといえる²³。

²² 世界経済フォーラムの 2022 年報告書において、生物多様性の喪失が今後 10 年間で世界にとって最も深刻なリスクの一つであるという調査結果を掲げる。

[WEF The Global Risks Report 2022.pdf \(weforum.org\)](#)。また、2022 年 12 月、生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、日本においても、2023 年 3 月、「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」を公表した。また、2023 年 5 月、SBTN (Science Based Targets Network) は、企業が科学に基づく自然関連目標 (SBTs for Nature) の設定の方法論及びツール並びに技術ガイダンスを初めて公表した。[The first corporate science-based targets for nature are here – Science Based Targets Network](#)

²³ ESRS の報告義務対象となる日本企業は、同報告義務の生物多様性等の情報開示などに対応する必要があるだろう。前掲注 9 参照。